

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
許 認 可 等 名	徳島市立食肉センターの施設の用途変更等の承認
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第34条
連 絡 先	(電話 621-5245)
審 査 基 準	<p>1 対象となる申請者 徳島市立食肉センター条例第31条第1項又は第2項の規定により施設の利用の許可を受けた者。</p> <p>2 許可申請に必要な書類 施設変更承認申請書 添付書類 (1) 設計図面2部 (2) 費用見積書2部</p> <p>3 許可基準 次の各号すべてに該当する場合に、施設変更を許可する。 (1) 変更を施工しようとする食肉センター施設利用者の業務を遂行する上で必要不可欠かつ最低限の変更であること。 (2) 食肉センターの運営上何ら支障がないこと。 (3) 変更内容を、市長と事前協議し、変更の工事を行う際には市の担当者の立ち会いのもとで施工すること。 (4) 変更に伴う経費については、原則として、許可を受けた者が全額負担すること。</p>
	参 考 事 項
	設定等年月日
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 14日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>
	設定等年月日